

道の集中対策期間延長に伴う本校の対応について

I 道の集中対策のポイント

○年末年始の取り組みを徹底するため1ヶ月間の措置を講じる。

延長期間：12月12日（土）から1月15日（金）

- ・忘年会や新年会など、飲食の場面におけるリスク回避の徹底
自宅を含む飲食の場面においては、5人以上や2時間を超える長時間の飲食の自粛
- ・重症者リスクの高い方や接する方のリスク回避の行動を徹底
マスクの着用、手洗い等感染リスクを回避する行動のさらなる徹底 等

○特に、2週間は、外出・往来自粛や時短営業などの強い措置を講じる。

措置期間：12月12日（土）から12月25日（金）

- ・札幌市内における外出や往来自粛の措置を継続
札幌市内の接待を伴う飲食店の利用自粛と事業者に対する休業要請
すすきの地区における酒類を提供する飲食店での22時から翌5時までの利用の自粛と営業時間等の短縮要請
- ・旭川市内において、不要不急の外出自粛 等

II 十勝管内における新規感染者の急激な増加

○本校生徒及び学校関係者の感染が確認されたこと。

III 本校における感染対策の更なる強化

1. ウイルスを学校に持ち込ませないための水際対策の強化

「今日の健康アプリ」を活用した生徒の健康状態の把握と体調不良者に対する出校停止措置を徹底する。

2. 昼食時におけるリスク回避の徹底

昼食は、教室内の自席でとることとし、対面での喫食及びマスクを外した状態で会話することを禁止する。

3. 部活動における感染対策の強化について

部室内の清掃を行い、衛生状態を保つとともに、適宜換気を行うこと。

また、着替え時などマスクを外した状態で会話することや部室内での飲食を禁止する。

4. アルバイト活動中における感染予防の徹底について

アルバイト自体を禁止するものではないが、アルバイト中におけるマスクの着用、手洗いなどの感染予防をさらに徹底するとともに、風邪症状等がある場合は絶対に勤務しないこと。

なお、勤務先で感染者が出た場合は、概ね2週間アルバイトを休止すること。

5. 集中対策期間について

1～3については12月25日まで、4については1月15日までを集中対策期間とする。